

新電池指令について



欧州では、2008年9月26日に新電池指令（Directive 2006/66/EC）が施行されました。これは電池および蓄電池（二次電池）に関するEUの指令で、その後、2013年12月10日に改正指令が公示されました。

その内容は下記のとおりです。

1 適用範囲

あらゆる種類の電池および蓄電池が組み込まれた機器をEU域内へ輸出（EU各国へ上市）する場合が適用となります（ここで、上市とはREACHに関する略語・用語では“市場に出す”と略されています）。ただし、安全保障に関連する機器、武器、弾薬及び軍需物資に関連する場合、宇宙に打ち上げることを目的として設計された場合は対象外となります。

2 上市に関する事項

- ①機器に内蔵されているか否かに係わらず、水銀の含有率が電池の重量に対して0.0005%（5ppm）を超える全ての電池または蓄電池が対象です。ただし、水銀の含有率が2%未満のボタン型電池は適用除外となります。
- ②機器に内蔵されているものも含めて、カドミウムの含有率が電池の重量に対して0.002%（20ppm）を超える携帯型電池または蓄電池が対象となります。ただし、緊急用や医療用、コードレス電動工具、産業用電池などの用途の場合は販売禁止にはなりません。

3 ラベル標示

- ①全ての電池、蓄電池および電池パックに右記のシンボルマークをつけなくてはなりません。



この他、水銀0.0005%、カドミウム0.002%、鉛0.004%以上を含有する場合には、シンボル下に表示しなければなりません。

当社では電池および蓄電池中の水銀、カドミウム、鉛の分析を行っております。

詳しくは、当社 分析担当者 竹下、五月女（フリーダイヤル0120-01-2590）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。